研究における倫理的配慮とその記述方法

日本看護協会「第 51 回(2020 年度)~第 55 回(2024 年度)日本看護学会実施要綱および 演題登録規程」より抜粋

1. 先行文献を調べて活用していますか?

すでに研究結果が出ているテーマを繰り返し研究することは倫理的に問題があると考えられます。そのため、研究課題とその背景にあるものを先行文献から調べた上で研究のオリジナリティや価値、位置づけを明らかにし発表の意義を明確にすることが大切です。文献検討の結果を「はじめに」、「考察」で適切に引用しましょう。「日本看護協会ホームページ>キャリナース」には文献データベース「最新看護索引Web」があり、『日本看護学会論文集』(第42回より)の全文PDFも公開されています。ぜひ活用してください。

2. 研究フィールドや研究対象者を特定されないよう配慮していますか?

「当院」「当病棟」等の表現では、研究者の所属を見ることから研究フィールドが特定され、固有名詞を使用していることと同じです。そのため、「A病院」のように匿名化した表記とします。研究対象者へのプライバシーの配慮として、抄録の記述内容で研究対象者が特定できないようにします。固有名詞(当院・当病棟も含む)・写真等を掲載する場合は、研究結果を示すのにどうしても必要な場合のみとし、掲載することで研究対象者が特定できないよう十分配慮し、掲載の承諾を得られた旨を明記してください。

3. 研究対象者の個人情報を保護していますか?

データの解釈に必要な研究対象者の情報は必要ですが、不必要な個人情報を公表しないように配慮します。例えば、入院および退院の情報が必要な時は、年月日ではなく入院期間を記載するなどの配慮が必要です。また、結果に直接関与しない個人情報は記載しません。個人情報の取扱いは、個人情報保護法、「看護研究における倫理指針」(日本看護協会、2004年)、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省、2017年)、「看護者の倫理綱領」(日本看護協会、2003年)、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省、2017年一部改正)および所属施設の規定に従ってください。

4. 研究対象者への説明と自由意思による同意を得たことを記載していますか?

研究の目的、方法、期待される結果と対象者にとっての研究協力に関する利益、不利益を研究対象者へ伝えた上で、研究の実施と公表について同意を得たことを明確に記載する必要があります。またその際、研究協力への同意が強制されることなく、自由に判断できた事実を記載する必要があります。学生を対象とした研究の場合も、患者を対象としたときと同様の配慮が求められます。たとえば入院患者に対し無記名で看護ケアの質評価の依頼をしても、自由意思で調査への参加を決定したとは判断しにくいため、退院時にこの調査を依頼する、などの工夫が必要になります。あるいは教員が学生に調査を依頼する場合も授業中に行ったり、担当科目の教員が調査依頼を行うことは、自由意思を損なうことにもつながりかねないため、十分に配慮し、またどのような配慮を行ったかを具体的に明記する必要があります。

研究への同意に適切に判断ができない状態にあると考えられる対象者の場合には、代理人もしくは代理人が存在しない場合には病院の倫理委員会等で承認を得た事実を記載する必要があります。また研究依頼時には適切に判断ができない状態であっても、回復とともに判断できる状態になれば、その時点で研究協力の同意を対象者から再度得る必要があります。

看護師へのインタビューを行う研究において、自分たちが看護ケアを行った患者に関する情報を詳細に述べるような場合には、その患者にも研究の同意を得る必要があります。しかし何らかの理由でその患者から同意が得られない場合には、家族もしくは病院の倫理委員会等で承認されることが必要です。また過

去のデータを分析する場合にも、可能なかぎり研究対象者からの同意を得ますが、それが困難な場合には 病院の倫理委員会等での同意が必要となります。

5. 倫理審査委員会での承認を受けたことを記載していますか?

研究に際しては、一般的に所属施設の倫理委員会の承認を得て実施することが求められています。特に、人間や動物を対象とした研究、研究施設の内部データを使用する等の倫理的な配慮が重要となる研究を行う場合には、倫理委員会等で承認を受けていることを明記してください。

倫理的配慮について

- (1)「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日制定)」(以下「指針」という。)を熟読し、指針の「人を対象とした研究」に該当する研究は倫理審査を受けていること。
- ・所属施設に倫理審査委員会がない場合は、相当する機関(※)等による組織的承認を得ていること ※相当する機関とは、都道府県看護協会や大学等他組織の倫理審査委員会及び所属施設内において研究の実施にあたり倫理的観点から審査・承認を行う会議体を指す
- (2) 指針で適用範囲外とされている研究については倫理審査は不要であるが、個人情報保護やインフォームドコンセント等の必要な倫理的配慮については、抄録本文内に記載すること。
- ・倫理審査の適用範囲については指針および「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する 倫理指針 ガイダンス」(令和3年4月16日制定)」を参照し、倫理審査を必要とするかどうか判断が困難な場合には、倫理審査委員会の意見を聴くことを推奨する。

倫理審査委員会の表記については、研究フィールドや対象者の特定を避けるため「正式名称を記載せず「A大学(病院)倫理審査委員会」などと表記する。

また、所属施設に正規の倫理審査委員会がなく、倫理審査委員会に相当する機関*で承認を得た場合は、 『倫理審査委員会相当の機関から承認を得た』ことを記載のうえ、『対象者から自由意思による承諾を得た』こと、『不利益を回避するための配慮を実施した』ことを明記してください。

研究の実施だけでなく、結果の公表(発表)に関しても、研究対象者および研究対象施設の承諾が必要です。 ※倫理審査委員会に相当する機関とは、幹部会議、看護部、委員会等の会議・会合などのことを言います。 その場合には、複数の第三者による組織的了解を得ていることを明記してください。

※宮城看護学会に関しては「実践報告」に限り、倫理審査を受けていない場合は、組織的な了解(看護部など)を得ていること・研究対象者への説明と同意・研究対象への不利益や負担への配慮について、など内容を抄録に必ず記載してください。記載がない場合、不採用となりますのでご注意ください。

6. 研究への参加によって対象者に負担や不利益がないように配慮したことを記載していま すか?

倫理委員会での承認を受けたことの記載のみでなく、対象者の負担や不利益を避けるために配慮 したことを記載します。研究協力依頼の内容と方法、予測されるリスクへの対策(中止基準の設定等)、 研究データの取扱い、質問紙の回収方法等、研究結果の公表等、研究の全過程においてどのような倫理的 配慮を実施したかを簡潔に記載する必要があります。

7. 著作権等の侵害がないように配慮していますか?

文献から本文を引用する場合は、出典(文献)を明記します。図・表は転載許諾を得た上で出典(文献)を明記してください。既存の尺度を使用する場合は、必要に応じて尺度の作成者から許諾を得たことを記載し、出典(文献)を明記してください。尺度を改変して使用する場合は、作成者から許諾を得たことを必ず明記してください。また、原則として薬品や検査器具等は一般名称を用い、()内に商品名と登録商標の場合は®を記載してください。

8. 利益相反の有無について明記していますか?

「利益相反」とは、臨床と企業間での共同研究の場合に、公的利益(得られる成果を社会へ還元する)と 私的利益(個人が取得する金銭、地位、利権など)が研究者個人の中に生じる状態のことを指します。看 護研究では企業から無償で提供された器材を使ったり、企業や営利団体から研究費の提供を受ける場合も あり、利益相反そのものは問題ではありません。しかし、そのような経済的な利益関係などにより、研究 に弊害が生じることが問題となります。そのため、公表資料(発表資料、抄録、論文等)に利益相反の有 無を記載し自己申告することにより、その研究結果の中立性と公明性を確保して研究の責務を適正に果た していることを実証する必要があります。

【利益相反の記載方法】

抄録原稿	抄録原稿への記載は不要とする
学術集会での発表媒体	発表媒体(スライド・ポスター)内に利益相反状態を開示する
論文原稿	論文の末尾(引用文献の前)に利益相反状態を記載する

例)【利益相反がある場合】本演題発表に関連して、過去1年間に△△社から研究者所属の看護部への委託 研究費・奨学寄付金などの研究費、および個人的な講演謝礼を受けている。

【利益相反がない場合】本演題発表に関連して開示すべき利益相反関係にある企業等はない。

個人情報の取り扱いについて

参加登録、演題・抄録登録により、本学術集会へ提出いただいた個人情報は、受付、各種通知、抄録集・論文集の編集および発送、問い合わせ、意向調査等に利用します。ただし、学術集会運営において都道府県のコンベンションセンターの助成金申請に必要な場合に限り、参加登録時にご登録いただいた氏名、都道府県名、所属施設名の個人情報を提供することがあります。また、抄録集・参加証・論文集の校正および発送に当たり、ご登録いただいた氏名、都道府県名、所属施設名、連絡先を契約した制作会社に提供いたします。個人情報の第三者への提供停止等ご希望の場合は、本協会教育部へお問い合わせください。

著作財産権の譲渡について

宮城看護学会抄録集および論文集に掲載された著作物(電子媒体への変換による利用も含む)の 複製権、公衆送信権、翻訳・翻訳権、二次的著作物利用権、譲渡権等は本学会に譲渡されたものと します。著作者自身のこれらの権利を拘束するものではありませんが、再利用する場合には本学会 教育部までご連絡ください。